

証券投資信託の信託終了のお知らせ

このたび弊社では、追加型証券投資信託「D I AM世界6資産バランスファンド」(以下、「当ファンド」といいます。)につきまして、信託を終了(繰上償還)することについて、異議申立て手続きを実施いたしますのでお知らせいたします。

1. 信託終了(繰上償還)の理由

当ファンドは2006年12月15日に設定し、マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に国内外の株式、債券および不動産投資信託証券に投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行ってまいりました。

しかしながら、当ファンドが投資する一部のマザーファンドにおいて、運用残高の減少により、当該マザーファンドの信託約款上の運用の基本方針に定める運用の継続が困難となる可能性が高まっており、今後も残高の増加が見込みにくい状況となっております。

このような状況に鑑み、当ファンドにおいても信託約款上の運用の基本方針に則った運用の継続が困難になる可能性が見込まれることから、弊社といたしましてはこのまま運用を継続するよりも、当ファンドを繰上償還(信託終了)することが受益者のみなさまにとって有利であると判断いたしました。

2. 信託終了(繰上償還)までの日程について

- ・受益者および受益権口数の確定日 : 2022年8月12日
- ・異議申立期間 : 2022年8月12日～2022年9月20日
- ・繰上償還の可否判断日 : 2022年9月21日
- ・買取請求期間 : 2022年10月5日～2022年10月24日
- ・繰上償還日(予定) : 2022年11月8日

3. 異議申立て手続きについて

2022年8月12日現在の受益者で、上記の信託終了についてご異議のある方は、2022年8月12日から2022年9月20日までに、当ファンドの委託者である弊社に対し書面によりその旨をお申し出ください。

上記期間中に異議申立てされた受益者の受益権の口数が、2022年8月12日時点の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、2022年11月8日をもって当ファンドの繰上償還を行います。

この場合、異議申立てをされた受益者は、買取請求期間中に、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価額(受託会社買取請求書を受領した日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額)で、当ファンドの受託会社に対し、当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

以上

2022年8月12日

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
アセットマネジメント One 株式会社